

神石高原町保健師派遣業務仕様書

1 件名

神石高原町保健師派遣業務

2 派遣期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

3 派遣場所

広島県神石郡神石高原町小島1701番地

神石高原町健康衛生課1階事務室又は神石高原町が指定する場所

4 業務内容等

(1) 業務内容

① 成人保健事業に係る業務

ア 成人への随時健康相談（窓口、電話）及び定期健康相談日の相談業務

イ がん検診事業の精度管理業務

ウ 健康診査事後事業（特定保健指導、重症化予防事業等）に係る保健指導（面談、電話、訪問等）業務

エ 健康診査事後事業（特定保健指導、重症化予防事業）に係るシステムやエクセルへのデータ入力やデータ管理業務

オ 健康診査やがん検診事業の実施業務、次年度準備業務

カ 成人保健事業に係る伝票起票等の会計事務、関係書類等の作成、データ作成事務

② 精神保健福祉事業に係る業務

ア 障害者への健康相談（窓口、電話、訪問等）

イ 精神保健福祉事業に係る保健指導（面談、電話等）

③ その他軽易な事務

ア 地区分担制による地区保健活動

イ その他、健康衛生課が所掌する保健事業の補助業務

(2) 業務を遂行するために必要とする知識及び能力

① 保健師

保健師資格を有すること。書類の作成・管理が適切にできること。

② 共通する知識及び能力

ア 日本語を日常言語とし、日本語により書類作成等ができること。

イ OS を Windows とするパソコンの基本的操作、入力処理ができること。

ウ 窓口・電話対応が行えること。

エ 普通自動車免許を保有し、自動車の運転ができること。

5 労働者派遣基本契約書及び労働者派遣契約書

業務内容等について、労働者派遣基本契約書及び労働者派遣契約書を締結するものとする。

6 派遣人員数

1名

7 勤務条件及び就業場所

(1) 勤務条件及び就業場所

① 就業日

派遣期間中の月曜日から金曜日まで（年末年始・祝日を除く）ただし、就業日の変更や休日勤務が発生する場合がある。

② 就業時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分を含む）ただし、就業時間の変更や時間外勤務が発生する場合がある。

③ 休日

土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律に規定する休日ただし、事業実施のため休日勤務が発生する場合がある。

④ 就業場所

神石高原町役場（広島県神石郡神石高原町小島1701番地）

神石高原町役場健康衛生課1階事務室又は神石高原町が指定する場所

(2) 代替の派遣労働者

派遣労働者がやむを得ない急な欠勤とは別に、派遣元又は派遣労働者の都合及び派遣労働者の休暇等の理由により勤務できない場合には、派遣元は代替の労働者を派遣するものとする。ただし、神石高原町が代替の労働者の派遣を必要でないと判断した場合には、この限りではない。

8 派遣料金の支払

派遣料金は月額で支払うものとし、派遣労働者1人1時間当たりの単価に当該月の派遣労働者の実働時間を乗じて得た額とする。派遣料金には、交通費、労働保険及び社会保険料、諸経費を含むものとする。時間外手当は、別途支払うものとする。

9 派遣労働者への便宜供与及び福利厚生に関する措置

派遣業務の遂行に必要な建物の一部、機器類、備品、消耗品類、紙、光熱、水道等は無償で使用できるものとする。ただし、これらの使用にあたっては、善良な管理の注意を払うこと。

また、駐車場については、町が指定する駐車場を無償で提供する。

10 安全及び衛生

派遣元及び派遣先は、労働安全衛生法その他関係法令の定めに従い適切な措置を講ずるものとする。

11 派遣労働者からの苦情処理

派遣元及び派遣先において派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、ただちに各々の責任者へ連絡し、責任者が中心となって、苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について派遣労働者に通知する。

12 派遣先の規律、秩序の維持

派遣元は、派遣労働者が指揮命令に忠実に従い、職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則、作業手順並びに守秘義務等を順守し、就業上の諸規則に違反しないよう教育、指導等適切な措置を講ずること。

13 秘密保持義務の順守

派遣元は、派遣労働者が派遣業務の遂行に際して知り得た神石高原町の業務上の機密、個人情報、取引先の情報、その他本業務の遂行にあたって知り得た情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出さないようにするため、派遣労働者に対して情報の秘密保持義務を順守させるための措置を講ずること。なお、派遣期間終了後においても同様とする。

14 派遣労働者の継続性の確保

派遣元は、むやみに派遣労働者を交代させてはならない。派遣労働者の病気、事故、長期にわたる休暇その他の理由により欠員が生じる場合は、派遣元は責任を持って代替要員を確保すること。なお、代替要員については、代替前の派遣労働者と同等の要件を満たす者であること。

15 派遣労働者の交代

派遣先は、次のいずれかの事情が発生した場合は、その理由を示して派遣労働者の交代を求めることができるものとする。

- (1) 業務処理に必要な要件を著しく欠いているとき
- (2) 指揮命令に従わないとき
- (3) 正当な理由なく作業を著しく遅延し、又は作業に着手しないとき
- (4) 作業状況が著しく誠意を欠くと認められるとき

16 損害賠償責任

派遣元は、派遣業務を実施する際に、派遣労働者の故意又は過失により、神石高原町に直接かつ現実に生じた損害について、賠償責任を負うこと。

17 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に関する疑義については、その都度派遣先と派遣元が協議して決定するものとする。